平成２２年（フ）第２１１号
広島県呉市音戸町南隠渡２丁目４番５号
債務者　平村　孝昭
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第４７１号
宮崎市佐土原町下那珂4518番地３　市営住宅小牧台50―９棟44号
債務者　山鹿　順子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７９号
宮崎県西都市大字都於郡町5698番地
債務者　井上美保子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８２号
宮崎市佐土原町下田島4361番地
債務者　比恵島正三
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８号
宮崎県串間市大字市木2014番地１、住民票上の住所宮崎県宮崎市田野町甲8639番地10
債務者　右松　松代
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
宮崎県都城市山之口町花木2405番地３　花木第３団地47年７号棟２号、前住所宮崎県都城市山之口町花木2301番地10　ハートピア花木Ｃ棟
債務者　宮元　淳二
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２２７号
宮崎県都城市山之口町花木2441番地２、前住所宮崎県都城市高城町大井手2128番地１
債務者　永野　正美
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２２８号
宮崎県都城市山之口町花木2441番地２、前住所宮崎県都城市高城町大井手2128番地１
債務者　永野ちず子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２３１号
宮崎県都城市高城町穂満坊3135番地３
債務者　馬場　宏子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２４０号
宮崎県小林市真方593番地１　コーポ市原206号
債務者　小畠まり子（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２４２号
宮崎県都城市広原町９号２番地２
債務者　田平　恵子（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２４３号
宮崎県都城市山之口町花木2441番地１、前住所宮崎県都城市高城町大井手2128番地１
債務者　永野　香代（旧姓坂根）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４９１号
沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目133番地８　２階
債務者　垣花ふみこ（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４９６号
沖縄県南城市大里字仲間97番地１　野原アパート302
債務者　新垣　節子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１６４号
宮城県柴田郡柴田町船岡南２丁目１番14号Ａ102号
債務者　伏見百合子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５９号
千葉県館山市上真倉1939番地の１　ルミネス磯丘103
債務者　田代　健一
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第４９８５号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目15番20号Ｎｏ．５マンションヒグチ203号
債務者　堀部みずほ
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部